諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１６年３月１５日（平成１６年（行情）諮問第１０８号）
答申日：平成１６年９月３日（平成１６年度（行情）答申第２０８号）
事件名：福岡拘置所センサー型動体管理システム説明書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

福岡拘置所センサー型動体管理システム説明書（以下「システム説明書」という。）及び福岡拘置所動体管理システムタッチパネル操作説明書（以下「操作説明書」という。）（これら２つの文書を併せて，以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は,行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成１５年９月２５日付け福管総発第３２０号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（１）処分庁は，本件処分につき,「センサー型動体管理システムの設置箇所及び同システムの特徴，また，行刑区域内の見取図に関する情報並びに同システムの発報時間に関する情報が記載されており，これらを公にすることにより，被収容者の自殺，逃走及び身柄の奪取など刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，また，警備体制の変更を余儀なくされ，福岡拘置所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法５条４号及び６号に該当する部分を不開示とした。」ということであるが，本件開示文書を見れば分かるように，同所内・行刑区域内の見取図的なものは存在せず，発報時間を設定した情報も存在せず，また，「同システムの設置箇所を開示すると自殺，逃走，身柄の奪取など刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」との主張についても，自殺とは被収容者がするものであり，同システムをもって自殺全般を防止することは不可能である。事実，所内で被収容者が窓ガラスを割り，自らの首を切る事件が起きており，このような事案には本件システムは対応できていない。行刑施設内のいわゆる首吊り自殺が発生しているのは，本件動体管理システムが設置されていな

い居室であることは明らかである。同システムの設置は，被収容者には一見して把握できる状態にあり，設置されている箇所は窓辺で，同窓辺に近づかない限り感知もせず，また，感知すれば緑色のランプが赤色ランプに切り替わり，その際，「カチ」と音を立てるものである。なお，窓には金属製のパンチングメタルが溶接され，鉄格子にひも等をかけることができない。仮に窓を割ろうとしても，プラスチック製の窓で容易に割れず，また，割ったとしてもその音が隣房，周辺者，職員に聞こえないことはあり得ない。逃走は被収容者か被収容者の奪取をしたい外部者に限られるところ，同システムをもって逃走を防止することも不可能である。それは同システムの設置箇所は限定され，全居室ではなく，また，同システムの作動時間は夜間に限定されているものであり，日中はスイッチが切られているためである。仮に日中にスイッチを入れれば，同システムの設置居室は，トイレ，手洗い，掃除，食器洗い等の間，頻繁に感知し，同システムはパンク状態になる。

以上の事実からも，本件システムは，窓枠にひも等を掛け，首吊り自殺する被収容者のみの防止，予防を目的としている装置である。もってこのような装置こそ，被収容者の生命の管理等している事実にかんがみ，矯正施設の透明化からも公にする公益性がある。

（２）諮問庁は理由説明書において，「被収容者が故意の発報を繰り返して職員の適正な舎房全体の巡回を妨げ，職員に誤作動ではないかと油断をさせ」等と主張しているが，「刑務官職務規程」，「懲罰手続規程」などにおいて，職員は，不審行動者には質問等により心情把握に努め，また，注意，指導，場合によっては事情聴取，取調べを行うよう定められている。さらに，不審行動者には要注意するようにも定められているところ，不審行動者を放置することは自らの怠慢で，本件動体管理システムにからめていう論理ではない。加えて，不審行動者には，居房内に監視カメラが設置された居房や保護房への収容，カウンセリング又は対面監視も規定されており，そういう人物にこそ適用されるものであって，諮問庁の論理は不審行動者を放置していることを前提に成り立つもので，不自然で不合理である。

（３）本件システムは，設置業者によるとオーダーメイドであるものの，広く広告等されている装置であり，当該機器の特徴を不開示とする必要性もない。

（４）平成１５年８月１１日付け法務省秘第７６７号行政文書開示決定通知書によって「第３回行刑改革会議資料」，「第２回行刑改革会議追加資料」として，府中刑務所，東京拘置所の雑居房，独居房内のカラー写真が開示され，その中には窓側の写真も開示されており，そのことからも被収容者の居室内を公開しても逃走，身柄奪取などのおそれ，支障がないこ

とを証明しているのに，本件システムの機器的特徴を開示したからといって逃走，身柄奪取など到底，考えられない。

（５）特定事件において，処分庁は，当該訴訟に無関係な居室内に設置された本件動体管理センサー設置面を明かしているが，これはまた，一部である。

（６）仮に行刑区域内の見取り図が存在していた場合は，同部分のみ不開示とし，さらに，開示文書については，システム説明書の４頁ないし７頁及び１１頁，並びに操作説明書の３枚目ないし５枚目，８枚目ないし１０枚目の複写が鮮明でないので，改めてカラーで鮮明に複写されたい。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件開示請求は，福岡拘置所における動体管理システムの取扱説明書などの文書の開示を求めたものである。処分庁においては，福岡拘置所では各種警備機器の取扱説明書などの文書を保有していないとして，平成１５年８月１２日付け福管総発第２６７号「求補正書」をもって，当該文書は存在しないため文書不存在で不開示決定となると思われるが，開示請求を維持するか意思確認を求めたところ，同請求人から，請求を維持する旨回答があったことから，文書の特定作業を再度進めた結果，本件警備機器については該当する行政文書が存在することが明らかとなったため，本件行政文書として，システム説明書及び操作説明書を特定し，部分開示決定を行ったものであり，結果として，特定された文書は適当なものであると認められる。

本件警備機器は被収容者の逃走及び自殺事故を未然に防止するためのものであるところ，本件対象文書は，本件警備機器の導入当時，行刑施設において全国的にほとんど普及していなかった同機器の導入を円滑に行うため，本件警備機器の製造業者により作成されたものである。本件対象文書のうち，システム説明書は，同システムの概要，同システムの各機器の特徴，同システムの作動から対応まで等について，各機器の写真・イラスト等を用いるなどして説明しているものであり，また，操作説明書は，同システムの機器の一つであるタッチパネルの操作方法について，イラスト等を用いるなどして説明しているものである。

２　審査請求人は，本件審査請求において，処分庁が不開示とした部分の中に，行刑区域内の見取図が存在していた場合は同部分のみ不開示とし，その他の不開示部分の開示を求めていることから，以下のとおり検討する。

まず，システム説明書について，同システムの特徴に関する情報が３頁左側に記載され，また，同システムの設置箇所に関する情報又は設置箇所を推測させやすい情報が３頁，４頁，５頁上側，６頁，７頁，８頁左側，９頁左側に記載され，さらに，発報時間に関する情報が５頁下側に記載されているところ，これらの情報が公にされることにより，被収容者が故意

に動体管理システムを発報させることが容易になることから，被収容者が故意の発報を繰り返すことにより，職員の適正な舎房全体の巡回を妨げ，又は職員にまた誤報ではないかという油断を生じさせてその間隙をついて自殺等に及ぶといったことなどが容易に考えられ，同システムによる被収容者の逃走及び自殺事故等の違法又は不当な行為の把握が困難になり，このような事態の発生は，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるばかりか，社会に極めて大きな不安と動揺を惹起するおそれもあると判断されることから，法５条６号及び４号に該当し，不開示が相当である。

次に，操作説明書については，同システムの設置箇所に関する情報又は設置箇所を推測させやすい情報が３枚目上側，４枚目，７枚目に記載され，また，発報時間に関する情報が５枚目に記載されており，これらの情報が公にされることにより，上記同様の支障を生ずるおそれがあると判断されることから，法５条６号及び４号に該当し，不開示が相当である。

３　さらに，審査請求人は，「設置業者によるとオーダーメイドであるものの，広く広告等されている装置であり，当該機器の特徴を不開示とする必要性もなく」などと主張するが，本件警備機器は福岡拘置所独自の仕様であり，仮に本件警備機器の一部が同設置業者により公にされているとしても，それをもって開示することとした場合，警備機器のどの部分が特別注文によるかが明らかとなり，同システムの性能を推測させることとなることから，また，本件警備機器の一部が同設置業者により公にされているか否かにかかわらず，同拘置所に設置されている本件警備機器の特徴が具体的に明らかになってしまうことによって，これまで同機器の特徴等を承知していない被収容者にその存在が明らかになってしまうことから，同システムが被収容者の逃走及び自殺事故を未然に防止するというその導入の趣旨に反し，上記同様の支障を生ずるおそれがあると判断されることから，開示することはできない。

４　したがって，処分庁が部分開示決定とした判断は相当であると認められることから，本件審査請求は棄却することが相当であると思料する。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①	平成１６年３月１５日	諮問の受理
②	同日	諮問庁から理由説明書を収受
③	同年３月３１日	審査請求人から意見書及び資料を収受
④	同年５月２６日	本件対象文書の見分及び審議
⑤	同年６月１０日	諮問庁の職員（法務省矯正局保安課警備企画官ほか）からの口頭説明の聴取
⑥	同年７月１４日	審議

⑦　同年９月１日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件対象文書は，被収容者の逃走及び自殺事故等を未然に防止するために福岡拘置所に設置された動体管理システムについて説明しているものであるが，本件動体管理システムは，その導入当時，全国的にいまだ普及していなかった状況にかんがみ，その導入を円滑に行うため，本件警備機器の製造業者により作成されたものである。

当審査会が本件対象文書を見分したところ，システム説明書（Ａ４判横１２頁，表紙を含まず。）には，同システムの概要，同システムの各機器の特徴，同システムの作動から対応まで等について，各機器の写真・イラスト等を交えて記載がされており，また，操作説明書（Ａ４判縦９枚，表紙を含む。）には，同システムの機器の一つであるタッチパネルの操作方法について，イラスト等を交えて記載がされていることが認められる。

諮問庁は，別表に掲げる部分について，これらの情報が，①動体管理システムの設置箇所に関する情報若しくは設置箇所を推測させやすい情報（別表のアないしエ，カないしサ及びス）又は②同システムの特徴についての情報（別表のオ及びシ）であって，法５条６号及び同条４号に該当するとして不開示を相当としたことから，以下に，当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示情報該当性

（１）上記①の不開示部分について

①は，動体管理システムの設置箇所に関する情報又は設置箇所を推測させやすい情報であって，当該不開示部分を開示することにより，同システムが設置されている居房が明らかになり，被収容者にこれらを知られることによって，同システムが被収容者の逃走及び自殺事故を未然に防止する警備用機器として導入されたにもかかわらず，その導入の趣旨に反し，被収容者の動静の把握が困難となり，違法又は不当な行為を容易にするなど，矯正施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることは否定できない。

したがって，当該不開示部分は，法５条６号柱書きの不開示情報に該当すると認められ，不開示とすることが妥当である。

（２）上記②の不開示部分について

②は，動体管理システムの特徴，すなわち被収容者をセンサーが検知してから発報するまでの時間及び再発報（発報を受けて職員が確認のボタンを押さなければ再度発報する。）までの時間並びにこれら発報・再発報時間の設定の変更に関する情報が記載されている。当該不開示部分を開示することにより，被収容者が故意に動体管理システムを発報するこ

とが容易になると考えられ，被収容者が故意の発報を繰り返すことにより，職員の適正な舎房の巡回を妨げ，あるいは，職員にまた誤報なのではないかという油断を生じさせて，その間隙をついて自殺に及ぶといったことなどが想定され，同システムが被収容者の逃走及び自殺事故を未然に防止する警備用機器として導入されたにもかかわらず，その導入の趣旨に反し，正確な事実の把握が困難となり，違法又は不当な行為を容易にするなど，矯正施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることは否定できない。

したがって，当該不開示部分は，法５条６号柱書きの不開示情報に該当すると認められ，不開示とすることが妥当である。

３　審査請求人のその他の主張

審査請求人は，①動体管理システムの設置状況，運用されている時間帯などから，被収容者の逃走に関しては，同システムによる抑止効果はなく，自殺防止に対する効果についても限定的なものであるとし，被収容者の生命の尊重等の観点から広く情報を開示すべきこと，②同システムはオーダーメイドであるものの，広く広告等されている装置であり，当該機器の特徴を不開示する必要性はないこと，③行刑改革会議の資料として他の行刑施設の居房内写真が開示されていること等，種々の主張をしているが，いずれも上記の当審査会の判断を左右するものではない。

４　本件処分の妥当性

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条４号及び６号に該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は同条６号柱書きに該当すると認められるので，同条４号について判断するまでもなく，妥当であると判断した。

第６　答申に関与した委員

矢崎秀一，宇賀克也，吉岡睦子

別　表

諮問庁が不開示とすべきとしている部分と記載されている情報の内容		
（１）システム説明書		
ア	３頁左側の写真	居室に設置されたセンサーを示した写真である。これはシステムの特徴に関する情報であり，また，居室内におけるセンサーの設置箇所に関する情報である。
イ	３頁右側２行目の１３文字目，１４文字目及び１６文字目から１８文字目の記述	居室内におけるセンサーの設置箇所に関する情報である。
ウ	４頁１行目２文字目から５文字目及び２行目２１文字目から２４文字目の記述	タッチパネルなど監視制御盤の設置された場所を示すものであり，システムの設置箇所に関する情報である。
エ	５頁１行目２文字目から４文字目及び２行目１５文字目から１７文字目の記述	ポケベルの呼出しに必要なアンテナの設置された場所を示すものであり，システムの設置箇所に関する情報である。
オ	５頁１０行目２４文字目から２９文字目	再発報時間：システムの特徴に関する情報である。
カ	６頁，８頁，９頁それぞれ左上部の図	居室内のセンサーの設置箇所を示すものであり，システムの設置箇所に関する情報である。
キ	６頁右側上下，７頁右側の図	システムが設置されている居室が青色に表示され，小さい文字で具体的な居室名が記載されているタッチパネルの画面であり，システムの設置箇所を示す，又は（具体的な居室名が読み取れない場合には）設置箇所を推測させやすい情報である。
なお，８頁，９頁，１０頁，１１頁及び１２頁まで各頁中央の福岡拘置所の見取図も不開示となっているが，当該見取図の部分について，審査請求人は不服を申し立てていない。		

（２）操作説明書		
ク	３枚目左上の図「監視画面」	ともにシステムが設置されている居室が濃く表示され，小さい文字で具体的な居室名が記述されているタッチパネルの画面である。システムの設置箇所を示す，又は（具体的な居室名が読み取れない場合には）設置箇所を推測させやすい情報である。
ケ	４枚目左上の図「監視設定画面」	
コ	４枚目左下の図「監視設定例」	ともにシステムが設置された具体的な居室名を拡大表示しており，システムの設置箇所に関する情報である。
サ	７枚目上図「デジタルレコーダー（ＤＶＴＲ）操作画面」の上部ＤＶＴＲ出力選択部分	
シ	５枚目左上の図「発報/再発報時間設定画面」の発報時間及び再発報間隔に係る数字並びに同図の説明文７行目１文字目から６文字目，１３行目１文字目から６文字目及び１９行目１文字目から５文字目	発報時間，再発報時間及び設定時間の変更に関する記述であって，システムの特徴に関する情報である。
ス	７枚目上図の説明文のうち，４行目から７行目の各行左から６字目以降	システムが設置された具体的な居室名を表示しており，システムの設置箇所に関する情報である。